

横浜みどり税を財源の一部に活用

横浜みどりアップ計画

新規・
拡充施策

計画期間5か年(平成21~25年度)の実績(概要)



横浜市は大都市でありながら、身近な場所に水や緑の環境を有しています。

この緑の環境を生かし、「緑豊かなまち横浜」を次世代に引き継いでいくため、市は、平成21年度から5か年計画で「横浜みどり税」を財源の一部に活用し「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を推進してきました。ここでは、その5か年の実績(概要)をご報告します。

なお、市では、継続的に緑の保全・創造に取り組むことが重要であると考え、新たな計画として「横浜みどりアップ計画」(計画期間:平成26-30年度)を策定し、引き続き、緑を守り、つくり、育む取組を進めています。

計画期間5か年(平成21~25年度)の主な実績をご報告

～3つの柱で「横浜みどりアップ計画」を進めてきました～



樹林地を守る

新たに527.2haの
樹林地を保全

樹林地の所有者ご協力を頂き、樹林地の保全制度による指定が計画前の5倍以上のペースで進み、樹林地の減少傾向が鈍化しました。また、保全管理計画の策定等、市民力を生かした維持管理が進みました。



農地を守る

118.8haの水田を保全

水田の保全を通じて良好な農景観の保全が進んだほか、地産地消の推進等の農業振興策や担い手の育成などが進みました。また、収穫体験農園や共同直売所の開設支援により、農を身近に感じられる場の整備が進みました。



緑をつくる

地域で緑を育む取組
16地区で支援

市民の方々が主体となり、地域にふさわしい緑化を計画し実施する「地域緑のまちづくり」が進んでいます。また、園庭・校庭の芝生化や公共施設・民有地の緑化など、市街地の緑化が進みました。





樹林地を守る

主な事業の実績

特別緑地保全地区指定等拡充事業

特別緑地保全地区等に指定し、樹林地の保全を推進



新吉田町特別緑地保全地区
(港北区)

森づくりリーダー等育成事業

森づくりボランティア入門講座を実施



新治市民の森での講座の様子
(緑区)

森の中のプレイパーク事業

子どもたちが木とふれあい、遊びを通して森林環境を考える心を育てるこの出来るプレイパークを実施



イベントの様子(保土ヶ谷区)

*()内は平成25年度に取り組んだ実績を示しています。

ウェルカムセンター整備事業

森の散策情報やイベント情報等を得られるウェルカムセンターを整備



舞岡ふるさと村「虹の家」の展示
(戸塚区)

市民協働による緑地維持管理事業

市民の方々と協働で保全管理計画を策定し、樹林地の管理を推進



宮沢ふれあい樹林(瀬谷区)

森の恵み塾事業

樹林地の特性をいかした内容の森林教室「森の恵み塾」を開催



よこはま森の楽校の様子(泉区)

健康の森事業

樹林地保全への関心と理解を深めながら、健康増進を図る健康ツアなどを各種団体と連携し実施



「鶴見の自然発見ウォーキング」の様子(鶴見区)

農地を守る

主な事業の実績

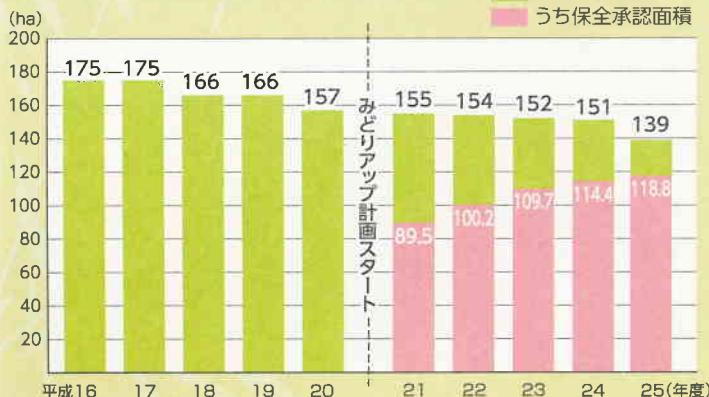
水田の保全:約118.8ha(約4.8ha)

長期貸付を開始した農地:62.3ha(13.2ha)

収穫体験農園整備に対する助成:21.0ha・125箇所 (5.3ha・30箇所)

*()内は平成25年度に取り組んだ実績を示しています。

水稻作付面積、保全承認面積の推移



水稻作付面積
うち保全承認面積

水田保全契約奨励事業

貯水機能や景観形成など多面的な機能のある水田を保全



保全された水田(都筑区)

農地貸付促進事業

市が仲介する農地貸借の期間の長期化、貸し手に対する奨励金交付を通じて、安定した経営ができるよう支援



長期貸付された農地(港南区)

集団的農

まとまりの
な農景観を



集団的農

共同直売所の設置支援事業

市民が身近で地場農産物を購入できるよう、共同直売所の整備に対し支援



新装オープンした「ハマッ子」直売所(たまプラーザ店)の様子(青葉区)

収穫体験農園の開設支援事業

果物のもぎ取りや野菜収穫等、市民が地産地消を体験できる収穫体験農園の整備に対し支援



イチゴの収穫体験(神奈川区)

農園

継続耕作の
施設を主と

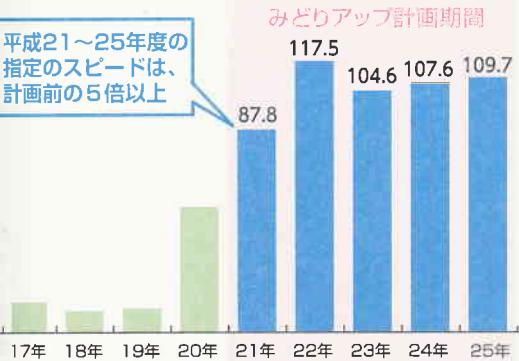


南本

25年度)の事業実績の概要

※527.2haは、横浜公園約82個分の面積。

保全制度による新規指定等の面積推移



地目山林面積の推移



市街化調整区域
市街化区域
※固定資産概要調査等をもとに集計
指定が進んだ結果、樹林地の減少傾向が鈍化しました。

横浜みどり税の使いみちと事業費

横浜みどり税の課税方式 (平成21～25年度)

- 個人…市民税の均等割に年間900円を上乗せ※1
- 法人…市民税の年間均等割の9%相当額を上乗せ※2

※1:所得が一定額以下で市民税均等割が課税されない方を除く。※2:法人税割が課税されない法人を除く。

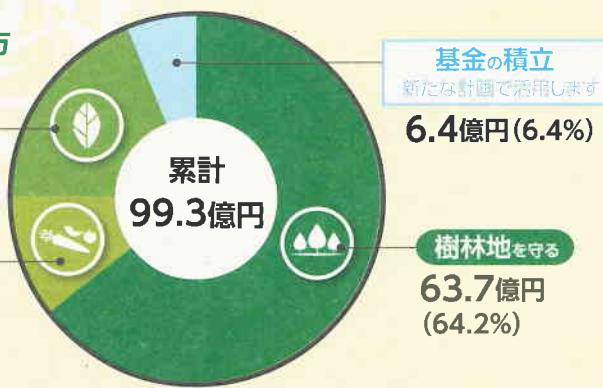
横浜みどり税の使い方 (平成21～25年度累計)

緑をつくる

18.1億円
(18.2%)

農地を守る

11.1億円
(11.2%)



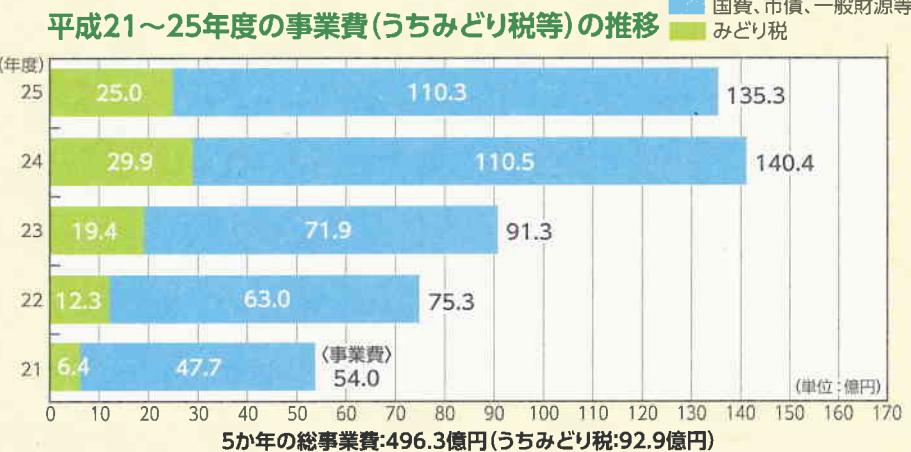
基金の積立

新たな計画で活用します

6.4億円 (6.4%)

樹林地を守る
63.7億円
(64.2%)

平成21～25年度の事業費(うちみどり税等)の推移



緑をつくる 主な事業の実績

- 地域で緑のまちづくりに取り組んでいる地区:16地区(1地区)
- 園庭・校庭の芝生化:延べ131箇所(8箇所)
- 屋上・壁面緑化への助成:64件(12件)

* ()内は平成25年度に取り組んだ実績を示しています。

地域緑のまちづくり事業

地域の方々が主体となり、地域にふさわしい緑化を計画し実施



商業施設の壁面緑化の様子(西区)

保育園・幼稚園芝生化助成事業

民間の保育園・幼稚園の園庭芝生化に助成



芝生化された園庭(金沢区)



屋上緑化助成事業

市街化区域の建築物の屋上または壁面の緑化に助成



緑化された屋上(中区)

人生記念樹等配布事業

人生の節目の記念日等に希望された市民に苗木を無料で配布



記念樹配布の様子(磯子区)

建築物の敷地に対する固定資産税等の軽減

基準以上の緑化をしている500m²以上の建築物敷地について、緑化率に応じて固定資産税等を減免



緑化保全契約を締結した緑地(南区)



横浜みどりアップ計画(計画期間:平成26-30年度)を推進します!

平成26年度以降の計画として、「横浜みどりアップ計画」(計画期間:平成26-30年度)を策定し、平成21年度から市民の皆さんにご負担いただいている「横浜みどり税」について、26年度以降も引き続きご負担をお願いし、財源の一部として活用しながら計画を推進していきます。

- ▶緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- 5か年の目標**
- ▶地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
 - ▶市民と緑との関わりを増やし、緑とともに豊かな暮らしを実現します

3つの取組の柱と効果的な広報の展開で進めています



取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む



取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる



取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる

5か年の主な取組目標

- 樹林地500haを新規に保全
(横浜公園約80個分)
- 生物多様性・安全性に配慮した森づくり
- 森に関わるイベント開催
(180回) など

5か年の主な取組目標

- 水田を125ha保全
- 市民の皆さんのが楽しめる農園を25.8ha開設
- 市民の皆さんや企業と連携した地産地消の展開 など

5か年の主な取組目標

- 民有地における緑化の助成(65件)
- 市民協働による緑のまちづくり(46地区)
- 都心臨海部で緑や花によるにぎわい創出 など

取組の柱と合わせて



効果的な広報の展開

詳細は

[横浜みどりアップ計画](#)

検索



- 横浜みどりアップ計画メールマガジン▶緑に関するイベントの情報や「横浜みどりアップ計画」の進捗状況を月2回配信しています。
- よこはまの森ニュースレター▶森づくりに関する情報の発信を目的として、年4回発行しています。
- はまふうどナビ・メールマガジン▶横浜市の地産地消に関する情報を定期的に配信しています。

メールマガジンへの登録は[こちらから](#) [みどりアップ メールマガジン](#) [検索](#)

「横浜みどりアップ計画」の事業報告書と計画書は、次の場所で閲覧できます

★各区役所広報相談係 ★市民情報センター(市庁舎1階) ★環境創造局政策課 ★環境創造局みどりアップ推進課
★環境創造局のウェブサイト <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/>

問合せ

◆「横浜みどりアップ計画」について

▶環境創造局政策課

TEL:045(671)4214 FAX:045(641)3940

◆「横浜みどりアップ計画」の各事業について

▶環境創造局みどりアップ推進課

TEL:045(671)2712 FAX:045(224)6627

◆「横浜みどり税」について

▶各区役所税務課又は財政局税務課 財政局税務課 TEL:045(671)2253 FAX:045(641)2775



なぎなた

少林寺拳法

空手道

合気道

とつか

日本の武道を見て体験する一日

武道フェスティバル

2014

Budo Demonstration & 1 Day lesson for Kids & Adults



『武道』とは、その技を磨く稽古を通じて人格の完成をめざすこと。

初心者 体験教室(無料) / 子ども～大人まで 男女 参加者募集中 !!

開催日時 : H26.7.26(土) 於: 戸塚スポーツセンター

体験教室(第一部) 11:00～ / 模範演武開会 12:00～ / 体験教室(第二部) 15:55～
パートナーストレッチ体験 11:00～15:00

- 模範演武の見学(申込不要)、体験教室への参加ともに無料です。見学の方も会場へは下足を脱いで入場お願いします。
- 種目によって体験教室の時間が異なります。下記のHPにてご確認ください。当日、進行時間が変更されことがあります。
- 体験教室へ参加ご希望の方は、裏面の参加用紙に記入の上、当日受付へお持ちください。
教室開催直前は受付が混雑する恐れがありますので、余裕を持ってお越し下さい。(当日受付時間 10:20～16:00)
- 参加人数によっては用具準備等の都合上希望に添えない場合もありますので了承ください(先着の方が優先となります)。

<お問い合わせは運営事務局まで>

Tel: 045-813-8449 / Email: budo.fes@gmail.com

※打合せ時や不在時は留守電になりますのでご了承ください。
※Emailでのお問合せ返信には、数日いただく場合もあります。

時間その他詳細は
HPをご覧ください

主催: 戸塚武道連絡協議会

後援: 戸塚区体育協会 / 戸塚区役所

<http://budo.iza-yoi.net>

とつか武道フェスティバル 2014

体験教室 参加申込用紙

とつか武道フェスティバル 体験教室へ参加をご希望の方は
以下の各項目を記載の上、当日受付へ持参 / お申込みください。

- ※ 子どもから大人まで、性別・年齢問わず参加いただけます。参加無料です。
- ※ ご見学の方は申込み不要です。ただし、当日お申込していない方が体験教室へ参加した場合や、下記の記載内に不備や誤りがあった場合には、万が一の際に傷害保険が適用されない場合があります。
(住所・連絡先が異なる方が申込む場合には、コピーをして別紙にてお申込ください)
- ※ 体験稽古で怪我をされた方は、当日必ず担当の指導責任者へお申し出下さい（後日対応は致しかねます）。
- ※ 18才以下の方が参加する場合は、保護者同意の署名をお願いします。
- ※ 体験教室へ参加される方は、当日は運動に適した服装でお越し下さい。（更衣室もあります）
- ※ 当日は十分な飲み物をご持参ください。教室開始前には十分な水分補給の上ご参加下さい。
- ※ 当日スポーツセンター館内で飲食される場合は、ロビーまたは1Fの休憩室（研修室）にてお願いします。
- ※ 駐車スペース（有料）には限りがあります。出来るだけ公共の交通機関をご利用ください。

ふりがな
参加者氏名1： 男・女 西暦 年 月 日生まれ（歳）

ふりがな
参加者氏名2： 男・女 西暦 年 月 日生まれ（歳）

住所： 緊急連絡先：

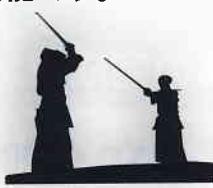
保護者署名（18歳以下の方のみ）：

体験教室に参加してみたい種目に○印をつけてください。

参加種目は変更も可能です。



柔道



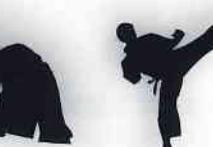
剣道



弓道



なぎなた



合気道



空手道



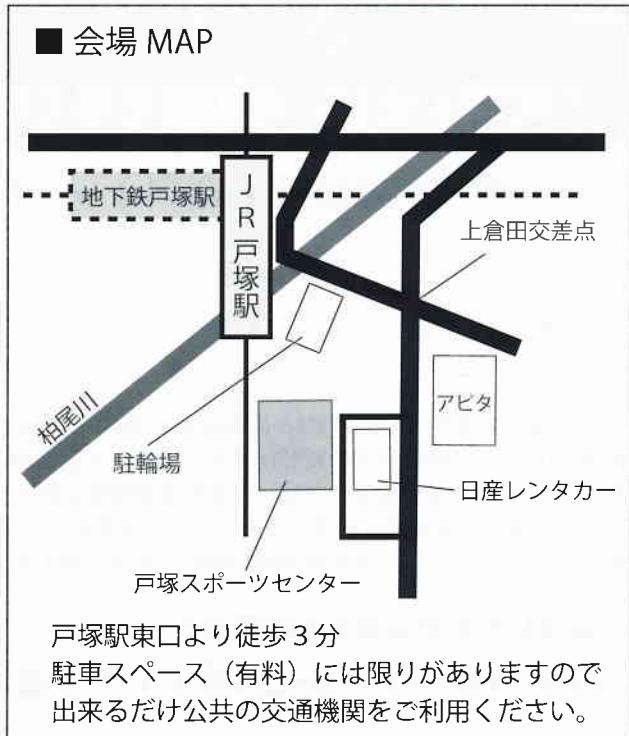
少林寺拳法

○ 申込者多数の場合は先着の方が優先となります。

○ 上記の武道種目は変更される場合もあります。

○ 体験教室の時間詳細は下記のHPに掲載致します。

<http://budo.iza-yoi.net>



舞岡地区センターだより

自主事業のご案内

平成26年 6月発行

お申込みは電話・来館で先着順に受け付けます ☎ 824-1915

みんなで歌おうピートルズ

～英語の歌詞を理解しながら～

日 時 8月28日、9月4日、18日
10月2日、16日(木)
10時～11時30分
定 員 15人
参加費 500円(5回分)
受付開始 8月14日(木)午後2時



夏の庭木剪定教室

日 時 8月21日、28日(木)
午後1時30分～4時30分
定 員 16人
参加費 500円(2回分)
持ち物 軍手、飲み物、剪定ばさみ(お持ちの方)
受付開始 8月12日(火)午後2時

親子でつくろうカントリーチェア

～夏休み木工教室～



日 時 8月17日(日)10時～
定 員 10組(小学生と保護者)
参加費 1組800円
受付開始 7月18日(金)午後2時

街の巨匠に学ぶプロの味 Ⅰ

～イタリアンレストランの味をご家庭で～

講師: ピストロ・タッキー シェフ

日 時 8月25日(月)10時～12時30分
定 員 15人
参加費 900円
持ち物 エプロン、三角巾
受付開始 8月13日(水)午後2時



わんぱく夏まつり(裏面をご覧ください)

7月26日(土)

・ふしぎ発見理科ひろば



時 間 9時30分～11時30分
定 員 18人(対象: 小学生)
参加費 500円
・マジックショー 東京大学奇術愛好会
時 間 午後1時～1時45分
定 員 50人 参加費 50円(未就園児無料)
受付開始 7月11日(金)午後2時

人生はワンチャンス!

/ 水野 敬也

豆の上で眠る

/ 湊 かなえ

人生はニヤンとかなる!

/ 水野 敬也

女のいない男たち

/ 村上 春樹

老人ホームの暮らし 365日

/ 菅野 国春

☆児童書☆

/ 岡田 よしたか

誰も教えてくれないお金の話

/ うだ ひろえ

ハブラシくん

/ 三浦 太郎

ペテロの葬列

/ 宮部 みゆき

くついた

新規加入のご案内



助けあいの心から生まれた

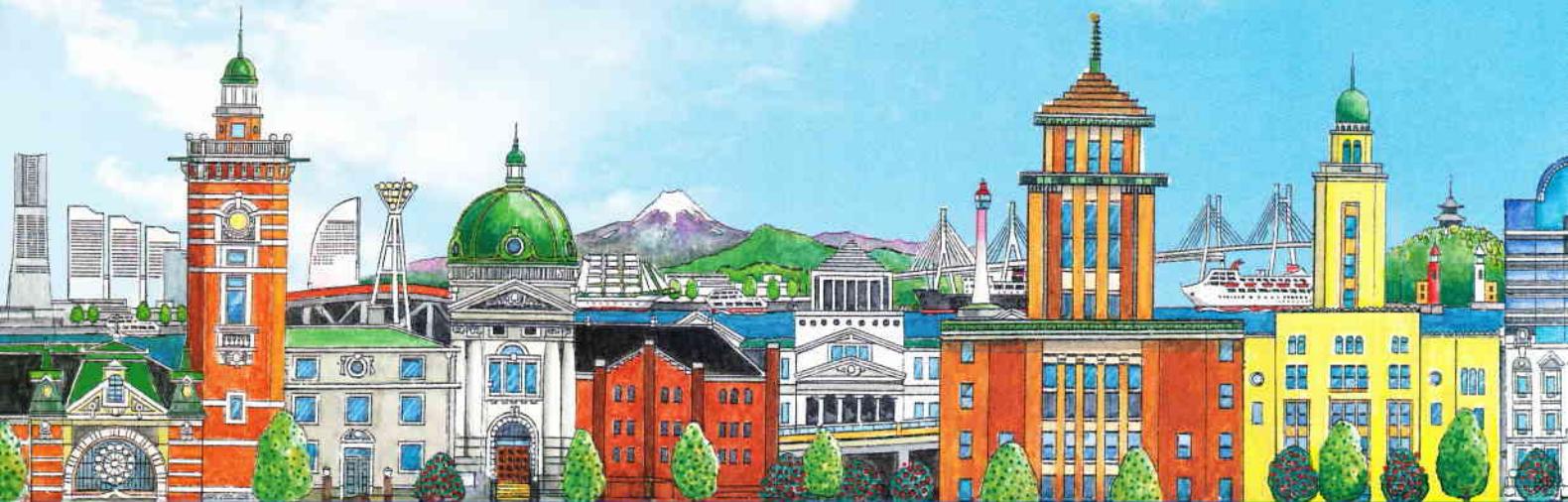
火災共済

神奈川県内の方なら
どなたでも加入できます

火災・落雷・水漏れ等、合わせて16種類の安心

例えば1,000万円の契約金額で…

マンション等 耐火構造専用住宅 年額掛金 4,000円
木造・準耐火 非耐火構造専用住宅 年額掛金 8,000円



○お申し込みは添付のはがきを投函してください

横浜市民共済生活協同組合

事務局／横浜市中区日本大通58-1 日本大通ビル8階

○お問い合わせは

フリーダイヤル

0120-073-203

電話受付時間／月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)

FAX

0120-647-959

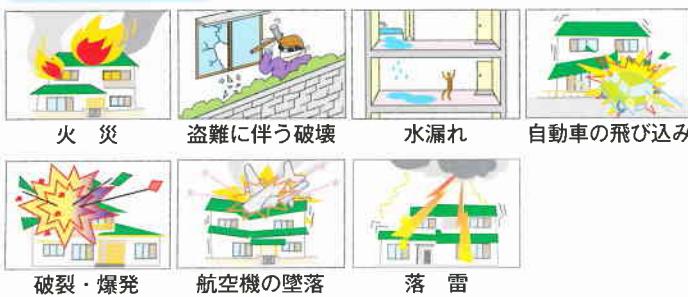
横浜市民共済

検索



一つの掛金で16種類の安心!

損害共済金 幅広い保障で安心



費用共済金 損害共済金にプラスの安心



見舞金 さらに充実で安心



※イラストはイメージです。詳細はお尋ねください。

手頃な掛金で大きな安心!

例えば**1,000万円**の契約金額で…

マンション等 (耐火構造)専用住宅 **年額掛金 4,000円**

木造・準耐火 (非耐火構造)専用住宅 **年額掛金 8,000円**

*契約金額は、50万円から10万円単位でご加入いただけます。

*建物は延面積により加入限度額が決まります。

*家財は延面積および家族人数により加入限度額が決まります。

契約金額10万円(1口)あたりの年額掛金

構造・用途		年額掛金
耐火構造	専用住宅	40 円
	併用住宅	120 円
非耐火構造	専用住宅	80 円
	併用住宅 共同住宅	160 円

*店舗、事務所等を併用住宅、1棟4世帯以上を共同住宅(耐火構造は除きます)とします。

*新規にご加入の際、組合員になっていただくために100円の出資金が必要です。

(注)当組合の火災共済の他に火災保険等の契約がある場合は、共済金の支払額が調整されることがありますのでご注意ください。

住宅が新しくても、古くても、同じ加入基準額でご加入できます!

加入基準額
1㎡23万円
(1坪76万円)

横浜市民共済では10年後、20年後も同じ**2,000万円**の加入基準額でご加入することができます。

例えば新築価額が**2,000万円** 木造の建物の場合【例】

横浜市民共済の 加入基準額は下がりません。



一般的に建物の 評価額は毎年下がります。



○一戸建住宅(木造)では年1.5%程度 ○マンション(耐火)では年1%程度

「家財」の安心は
備えていますか?

借家では、「家財」のみに、ご契約することができます。
持ち家の場合でも、住宅ローンに伴う火災保険は建物契約が主になります。
市民共済では「家財」のみにご契約することができます。



再取得価額特約で
さらに安心です!

加入基準額
(**1㎡23万円**) の70%以上のご加入の場合

万一、火災等によって損害を受けた場合、契約金額を限度として、当組合が定める標準的な再取得価額で、再築または再取得できる補償が受けられます。

※修理を加え再使用できる場合は、その修復に要する額となります。



右のはがきを切り取って
是非、ご検討ください。

詳しくは、はがき裏面の各窓口等お問い合わせ先
又はホームページでもご確認いただけます。



お申し込みは(仮申込)
添付のはがきにご記入の上、投函
又はファックスでお送りください。

FAX **0120-647-959**
(自治会・町内会名をお書きください。)

加入(仮)申込書

のりしろ

加入申込はがき返送方法

- ①キリトリ線で、はがき部分を切り離します。
 - ②左記の加入(仮)申込書に必要事項をご記入ください。
- *※ポストに投函される場合
お名前等、個人情報を保護するために上記①②の後、のりしろ(黄色部分)にのりを塗り、Aを折り返して(谷折り)貼り合せはがきの形にしてください。
- ③ポストに投函(切手は不要です)又はFAXしてください。

FAX 0120-647-959

記載された個人情報は、当組合の共済事業以外には使用いたしません

のりしろ

（キリトリ線）

のりしろ

加入(仮)申込書

申込人住所	〒	
氏名	フリガナ	
電話		
自治会・町内会名	自治会・町内会	
建物構造	1.耐火	2.非耐火
建物面積	階建1棟 戸・1戸(延)	㎡
居住区分	1.持ち家	2.借家
使用区分	1.専用	2.併用 →併用の場合は○印をつけてください。
家族人数	人	1.店舗等 2.共同住宅

※赤色点線内は必ずご記入ください。

021

2318790

(受取人)

横浜市中区日本大通58の1
日本大通ビル8階

横浜市民共済生活協同組合 行

差出有効期間
平成27年12月
31日まで
(切手不要)

430

料金受取人払郵便
横浜港局 承認

021

2318790

(受取人)

横浜市中区日本大通58の1
日本大通ビル8階

横浜市民共済生活協同組合 行

差出有効期間
平成27年12月
31日まで
(切手不要)

430

料金受取人払郵便
横浜港局 承認

021

2318790

(受取人)

横浜市中区日本大通58の1
日本大通ビル8階

横浜市民共済生活協同組合 行

差出有効期間
平成27年12月
31日まで
(切手不要)

430

料金受取人払郵便
横浜港局 承認

加入(仮)申込書

のりしろ

加入申込はがき返送方法

- ①キリトリ線で、はがき部分を切り離します。
 - ②左記の加入(仮)申込書に必要事項をご記入ください。
- *※ポストに投函される場合
お名前等、個人情報を保護するために上記①②の後、のりしろ(黄色部分)にのりを塗り、Aを折り返して(谷折り)貼り合せはがきの形にしてください。
- ③ポストに投函(切手は不要です)又はFAXしてください。

FAX 0120-647-959

記載された個人情報は、当組合の共済事業以外には使用いたしません

のりしろ

（キリトリ線）

のりしろ

加入(仮)申込書

申込人住所	〒	
氏名	フリガナ	
電話		
自治会・町内会名	自治会・町内会	
建物構造	1.耐火	2.非耐火
建物面積	階建1棟 戸・1戸(延)	㎡
居住区分	1.持ち家	2.借家
使用区分	1.専用	2.併用 →併用の場合は○印をつけてください。
家族人数	人	1.店舗等 2.共同住宅

※赤色点線内は必ずご記入ください。

021

2318790

(受取人)

横浜市中区日本大通58の1
日本大通ビル8階

横浜市民共済生活協同組合 行

差出有効期間
平成27年12月
31日まで
(切手不要)

430

料金受取人払郵便
横浜港局 承認

021

2318790

(受取人)

横浜市中区日本大通58の1
日本大通ビル8階

横浜市民共済生活協同組合 行

差出有効期間
平成27年12月
31日まで
(切手不要)

430

料金受取人払郵便
横浜港局 承認

加入(仮)申込書

のりしろ

加入申込はがき返送方法

- ①キリトリ線で、はがき部分を切り離します。
 - ②左記の加入(仮)申込書に必要事項をご記入ください。
- *※ポストに投函される場合
お名前等、個人情報を保護するために上記①②の後、のりしろ(黄色部分)にのりを塗り、Aを折り返して(谷折り)貼り合せはがきの形にしてください。
- ③ポストに投函(切手は不要です)又はFAXしてください。

FAX 0120-647-959

記載された個人情報は、当組合の共済事業以外には使用いたしません

のりしろ

（キリトリ線）

のりしろ

加入(仮)申込書

申込人住所	〒	
氏名	フリガナ	
電話		
自治会・町内会名	自治会・町内会	
建物構造	1.耐火	2.非耐火
建物面積	階建1棟 戸・1戸(延)	㎡
居住区分	1.持ち家	2.借家
使用区分	1.専用	2.併用 →併用の場合は○印をつけてください。
家族人数	人	1.店舗等 2.共同住宅

※赤色点線内は必ずご記入ください。

021

2318790

(受取人)

横浜市中区日本大通58の1
日本大通ビル8階

横浜市民共済生活協同組合 行

差出有効期間
平成27年12月
31日まで
(切手不要)

430

料金受取人払郵便
横浜港局 承認

021

2318790

(受取人)

横浜市中区日本大通58の1
日本大通ビル8階

横浜市民共済生活協同組合 行

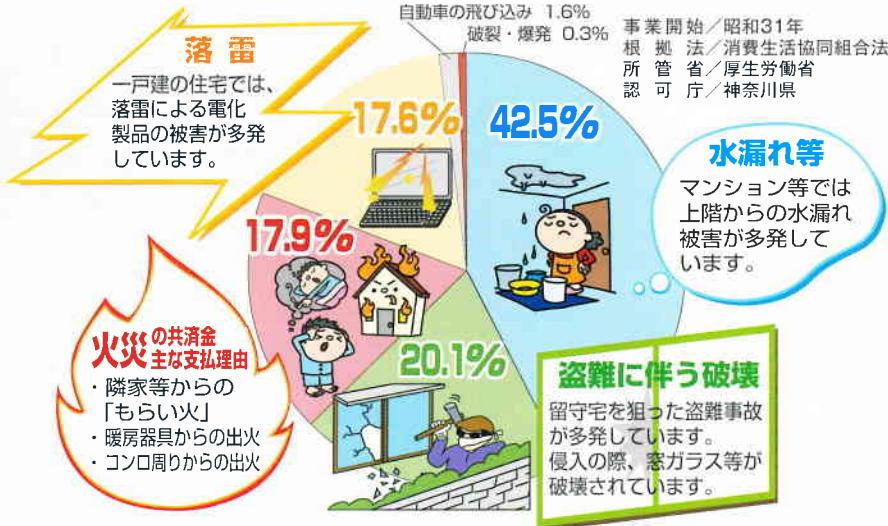
差出有効期間
平成27年12月
31日まで
(切手不要)

430

料金受取人払郵便
横浜港局 承認

火災以外にも、こんな事故が増えていきます！

円グラフは、共済金の事故別による支払件数割合（平成24年度）



組合員のみなさまが火災等に遭ったとき、相互に助け合う制度です

お問い合わせは

受付時間／月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)
※FAXは、24時間送信いただけます。

東神奈川普及サービスセンター(鶴見・神奈川・港北)

電話 0120-073-237 / FAX 0120-073-238

関内普及サービスセンター(西・中・南)

電話 0120-073-208 / FAX 0120-647-959

上大岡普及サービスセンター(港南・磯子・金沢)

電話 0120-073-209 / FAX 0120-073-240

二俣川普及サービスセンター(保土ヶ谷・旭・瀬谷)

電話 0120-073-204 / FAX 0120-073-213

中山普及サービスセンター(緑・青葉・都筑)

電話 0120-073-206 / FAX 0120-073-207

戸塚普及サービスセンター(戸塚・栄・泉)

電話 0120-073-277 / FAX 0120-073-287

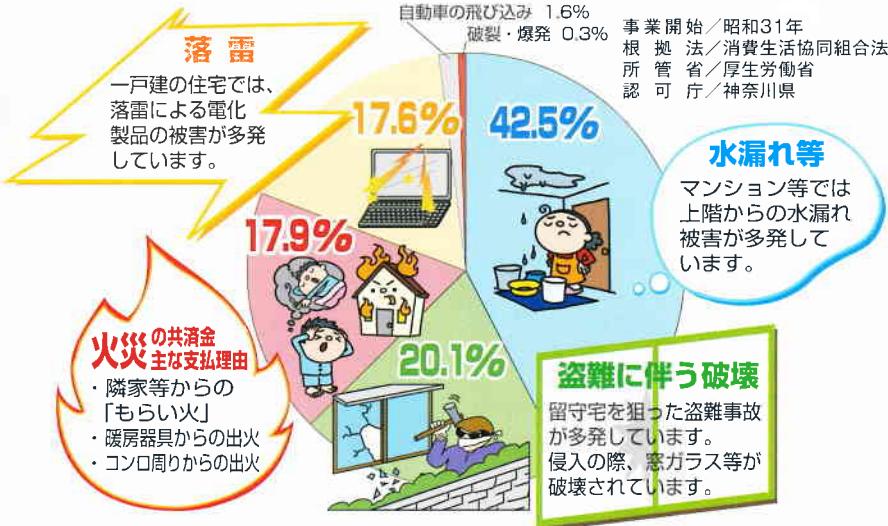
大和事務所

電話 0120-579-998 / FAX 0120-579-998

詳細はHPでもご覧になれます | 横浜市民共済 | 検索

火災以外にも、こんな事故が増えていきます！

円グラフは、共済金の事故別による支払件数割合（平成24年度）



組合員のみなさまが火災等に遭ったとき、相互に助け合う制度です

お問い合わせは

受付時間／月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)
※FAXは、24時間送信いただけます。

東神奈川普及サービスセンター(鶴見・神奈川・港北)

電話 0120-073-237 / FAX 0120-073-238

関内普及サービスセンター(西・中・南)

電話 0120-073-208 / FAX 0120-647-959

上大岡普及サービスセンター(港南・磯子・金沢)

電話 0120-073-209 / FAX 0120-073-240

二俣川普及サービスセンター(保土ヶ谷・旭・瀬谷)

電話 0120-073-204 / FAX 0120-073-213

中山普及サービスセンター(緑・青葉・都筑)

電話 0120-073-206 / FAX 0120-073-207

戸塚普及サービスセンター(戸塚・栄・泉)

電話 0120-073-277 / FAX 0120-073-287

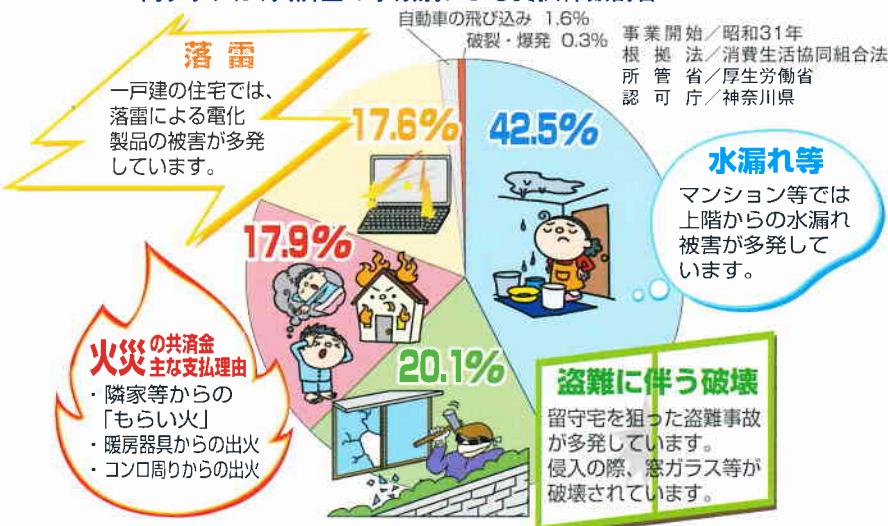
大和事務所

電話 0120-579-998 / FAX 0120-579-998

詳細はHPでもご覧になれます | 横浜市民共済 | 検索

火災以外にも、こんな事故が増えていきます！

円グラフは、共済金の事故別による支払件数割合（平成24年度）



組合員のみなさまが火災等に遭ったとき、相互に助け合う制度です

お問い合わせは

受付時間／月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)
※FAXは、24時間送信いただけます。

東神奈川普及サービスセンター(鶴見・神奈川・港北)

電話 0120-073-237 / FAX 0120-073-238

関内普及サービスセンター(西・中・南)

電話 0120-073-208 / FAX 0120-647-959

上大岡普及サービスセンター(港南・磯子・金沢)

電話 0120-073-209 / FAX 0120-073-240

二俣川普及サービスセンター(保土ヶ谷・旭・瀬谷)

電話 0120-073-204 / FAX 0120-073-213

中山普及サービスセンター(緑・青葉・都筑)

電話 0120-073-206 / FAX 0120-073-207

戸塚普及サービスセンター(戸塚・栄・泉)

電話 0120-073-277 / FAX 0120-073-287

大和事務所

電話 0120-579-998 / FAX 0120-579-998

詳細はHPでもご覧になれます | 横浜市民共済 | 検索

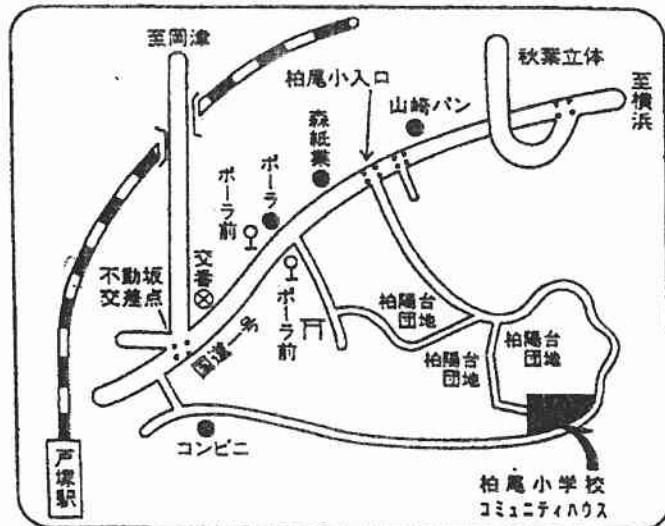
～柏尾地区～ 地区懇談会開催のお知らせ

日 時 : 平成26年7月12日(土)
午前10時~12時

場 所 : 柏尾小学校コミュニティハウス

テーマ

- 1 ヨコハマ3R夢プラン第2期推進の取り組み方
 - 2 柏陽台遊歩道の活用(県所有地)
 - 3 高齢者の健康活動の取り組み実例とその安定化までの問題点



柏尾地区連合町内会、戸塚区役所 (区政推進課 TEL866-8328)

裏面「地区懇談会ってなに？」も御覧ください。

本年4月に、柏尾町内会ホームページを開設致しました。

パソコンお持ちの町内会会員様は、下記アドレスよりご覧ください。

また、フェースブック（FaceBook）にも”柏尾町内会”でページを開設しています。

スマホ版は、容量の関係で表示情報を限定しています。スマホの高速アクセス容量制限（7ギガとか）も有りますので、P C版をご覧ください。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 柏尾町内会ホームページの表示方法 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

- アドレス <http://www.kashiocho.com/>
- 上記をWebブラウザ（インターネットエクスプローラなど）に直接入力すると表示されます。
“お気に入り”に登録すると、次回から楽に表示できます。
- Google検索や、Bing (MSN) 検索では、「柏尾町内会」と入力して検索すると
「神奈川県横浜市戸塚区柏尾町内会公式WEBサイト」が見つかるので、クリック下さい。
- 掲載内容
 - 柏尾町内会概要、本年度方針・予算、柏尾の百年史、町内掲示版
 - イベント行事・お知らせ、防犯・防災・ゴミについて、インディアカクラブ
 - 加入について、お問い合わせ、など

The screenshot shows the official website for Kashiocho (Kashio Town Association). The main header features a nature-themed background with the text "広がる自然と透明感ある生活へ" and "柏尾町内会". Below the header, there's a navigation menu with links like "はしりに", "回観板", "過去行事", "個人について", and "お問い合わせ". A large central box displays a notice titled "ゴミの出し方にについてのお願い" from December 2014, organized by the Environmental Affairs Promotion Committee. To the left, there's a sidebar with "本年度方針・予算", "柏尾の百年史", "町内掲示板", "インディアカクラブ", and "年末年始のごみと資源物の収集日程". On the right, there are sections for "Facebookの内容" (Facebook posts), "柏尾町内会概要" (with links to town history, maps, and event notices), and "Memorial Kashio" (with a photo of a memorial site). Four callout boxes on the right side provide detailed information about the website's features:

- 各内容のページに移動した際にも、この画像と同じ部分をクリックすると本画面に戻れます。**
- この「お問い合わせ」をクリックすると、「総合問い合わせフォーム」が表示されます。ご意見、ご感想やご質問などをお送り下さい。**
- フェースブックの町内会イベント関係情報を表示します。戸塚区シンボルマークや柏尾町内会の文字部分をクリックするとフェースブックページが表示されます。インディアカの日程はFacebookに掲載されます。**
- 複数の箇所から同じページを表示したり、画像やPDFを直接表示したりしています。いろいろ探検してみて下さい。**
- まだ工事中の箇所があります。順次拡充していくますので、ご容赦下さい。**

平成25年12月1日施行
(平成25年6月14日公布)

道路交通法一部改正のポイント

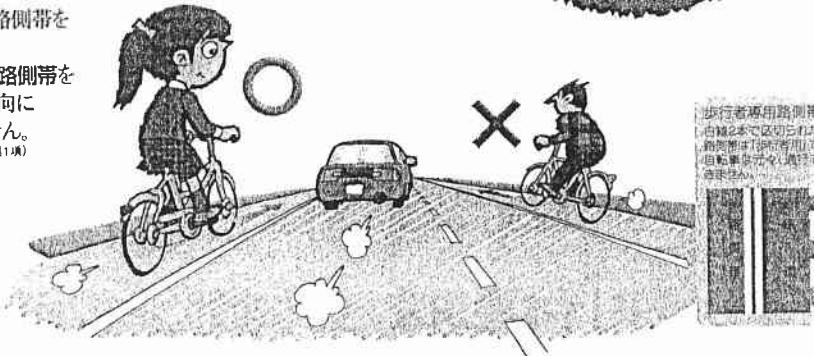
自転車に新ルール!

軽車両が通行できる路側帯の通行方法に新しい規制が!

自転車などの軽車両が路側帯を通行するときは、道路の左側部分にある路側帯を自動車や原付と同じ方向に通行しなければなりません。
(法第17条の2第1項)



路側帯内を双方向に通行することは禁止に。



歩行者専用路側帯
白線2本で区分けられ
道路側は3倍幅を用いた
自転車走行区間と混行さ
れない。

自転車の制動装置の検査等に関する規定が新設 検査拒否や命令違反には罰則も!



適切なブレーキを備えていないため危険と認められる
自転車が運転されているとき
警察官は、その自転車を停止させ、ブレーキについて検査できます
(法第63条の10第1項)

停止の指示に従わなかつたり、
検査の拒否や妨害をすると
新設 5万円以下の罰金
(法第120条第1項第8号の3)

警察官は、そのブレーキ不備の自転車の運転者に、
安全のために必要な応急措置をとることを命じたり、
応急措置で必要な整備ができない場合は、
その自転車の運転の中止を命じることができます。
(法第63条の10第2項)

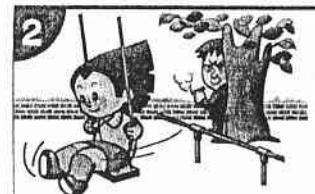
命令に従わないと
新設 5万円以下の罰金
(法第120条第1項第8号の4)

※弊社現にやさしいクリーン購入法適合用紙および植物油インキを使用しています。不許複製／自

4つの約束



出かける時は、誰と
どこへ行くか、何時
に帰るかを言う



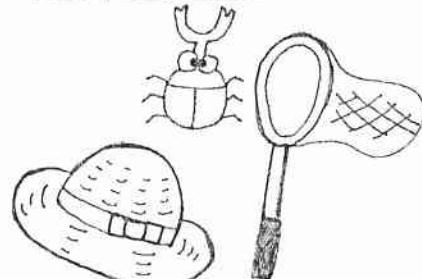
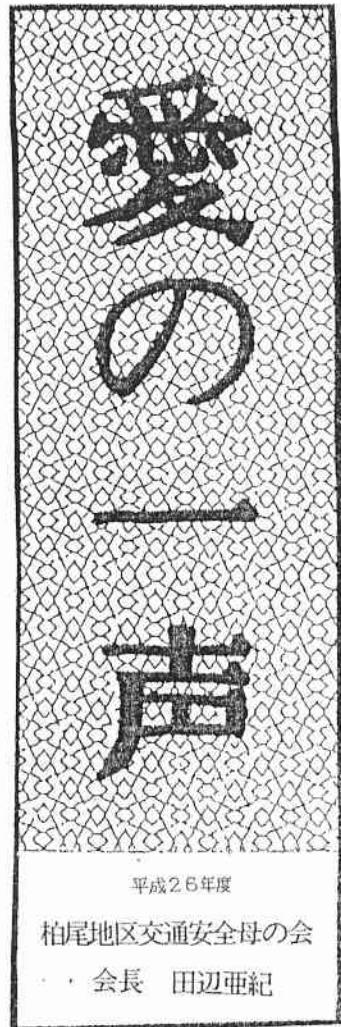
1人で遊ばない



知らない人には
ついていかない



危なくなったら大声で
「助けて！」と言って
逃げる



児童の誘導について

1 目的

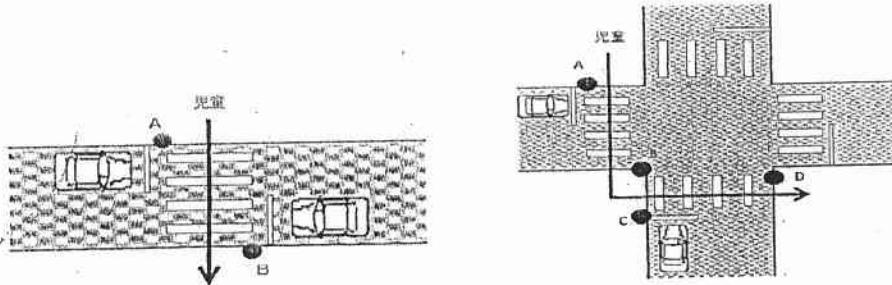
登校時の通学路において、児童が安全に通行できるように横断時の誘導をします。
また、同時に交通安全教育（手をあげて横断する、左右を確認する等の指導）を行う良い機会でもあります。

法的根拠（道路交通法第14条4項）

児童又は幼児が小学校又は幼稚園に通うため道路を通行している場合において、
誘導、合図その他適当な措置を取ることが必要と認められる場所については、警察
官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置を取ることにより、児童又は
幼児が安全に道路を通行することができるよう努めなければならない。

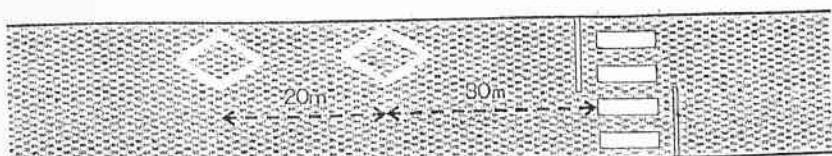
2 誘導者の立つ位置

図1では、AとBが、図2ではAとB、CとDが一組になって児童を誘導します。基本的に誘導者は横断歩道の対角（それぞれの車線の停止線に近い方）に立ちますが、この位置は実際に誘導する地点によっても違います。
また、看板や電柱の陰は避け、自動車からよく見える位置に立ちましょう。ただし、車道に出て自動車に停止を求めるることは危険なのでないようにしましょう。



3 横断旗を出すタイミング

横断旗を上げて運転者に合図を出す時は、「旗をおろせば車はすぐ止まる」という考えを持たず、常に交通の流れに注意して、自動車のスピードを考えて急停車にならないようにしましょう。
自動車が停止するには、時速40kmで17、3m、時速60kmで32、7mの距離が必要となります。
また、それぞれの地点であらかじめ目測距離（目標物）を決めておくと良いでしょう。
横断歩道予告標示は近いほうが30m、遠いほうが50mに標示されているのが一般的です。



4 横断旗の基本的動作

(1) 児童が横断しない時は、旗を地面と平行に持ち、
児童が横断できないようにしておきます。
児童の待機位置に注意し、交差点の際から下がる
ように声かけをします。



(2) 旗を大きく振って斜め上に上げ、車の運転手
に対し合図を行います。
そして、片方の手は手のひらを児童に向けて
飛び出さないように抑えます。
この時、車を無理に止めるることは危険です。



(3) 車が完全に停止したら、左右の安全を確認し
た後、旗を道路中央に向けて水平に下ろし児童
を誘導します。
この時、止まっている車の脇をすり抜けてくる
バイクや自転車があるので、後ろにも注意し
ます。



(4) 児童の誘導が終わったら、片方の手で横断歩
道をふさぎ、図2と同じように旗を頭上に上げ
た後、元の位置に戻ります。
この時、後ろから走ってくる児童がいないか
確認するようにしましょう。
止まってくれた運転手への感謝の気持ちを大
切に！



自動車が急ブレーキをかけて停車するまでの距離

